

別紙 1 京都府・沖縄県税務システム共同調達検討支援業務委託仕様書

令和 8 年 7 月 31 日

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

京都府・沖縄県税務システム共同調達検討支援業務委託（以下「本件業務」という。）

(2) 本件業務の背景と目的

ア 共同調達検討の背景

京都府及び沖縄県（以下「両府県」という。）の現行の基幹税務システム（以下「現行システム」という。）については、京都府が平成 20 年度に、沖縄県が平成 22 年度に運用を開始した。

現行システムは、度重なる税制改正への対応、地方税ポータルシステム（e L T A X）、自動車 O S S 等の導入に伴う申告・収納チャンネルの拡大など、税務行政を取り巻く環境の変化に応じた改修を重ねてきた。

運用開始から 15 年以上が経過していることから、システムの老朽化、開発言語のレガシー化、現行システム基盤サポート期限終了等のため、現行システムを延命・維持することは困難であり、両府県は令和 13 年度中に次期システムへ移行する必要がある。

また、税務システムの開発に当たっては、システムエンジニアの不足、人件費及び機器類の高騰等に伴う調達コストの著しい増加が懸念されることから、両府県財政への影響を最小限に抑制することが課題となっている。

これらの現状を踏まえ、両府県は、現行システムの刷新に伴う調達コストの抑制、調達プロセスの最適化及び行政事務効率化を図るため、両府県による税務システムの共同調達の実現可能性を検証することとした。

イ 本件業務の目的

現行システムは、両府県の税務行政を支える大規模かつ複雑な基幹インフラであり、共同調達の実現可能性を判断するに当たっては、システム要件の集約（共通化）可能性、共同調達の効果又は課題の分析、共同調達の阻害要因の有無、コスト縮減効果、事務の効率化等、多岐にわたる観点から、専門的かつ慎重な分析・検証を行うことが不可欠である。

本件業務は、システムコンサルタント事業者の有する専門的知見を活用し、客観的かつ定量的に検証を行い、専門的観点からの共同調達の実現可能性に係る評価を得ることで、両府県が税務システムの共同調達の実施可否に係る意思決定を行う上で、客観的判断材料を確保することを目的とする。

(3) 委託期間

本件業務の委託期間は、契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日までとする。

(4) 履行場所

本件業務の履行場所は、両府県が指定する場所又は受託者が事前に両府県に届けた場所とする。

2 両府県の現行システムの概要（参考諸元）

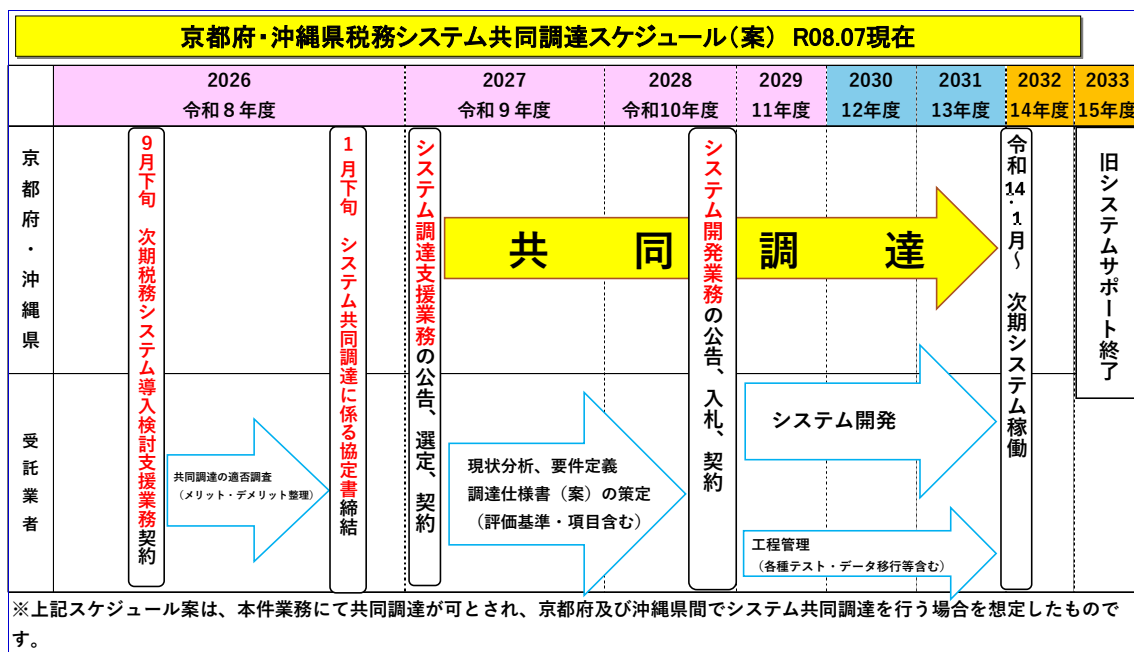
受託者が本件業務の作業規模を把握するための参考諸元は、下表のとおりである。また、詳細なシステム構成や業務仕様に関する資料については、契約締結後に提供するものとする。

なお、沖縄県の現行システムの導入に当たっては、先行開発されていた京都府税務システムをベースに開発した経緯があることから、両府県間の現行システムの親和性（画面、バッチ、各種帳票類等）は他団体に比べて極めて高いものである。

項目	京都府(現行税務システム)	沖縄県(現行税務システム)
対象 サブシステム	課税系サブシステム ・法人二税（特別二税含む） ・府民税利子割 ・個人事業税 ・不動産取得税 ・自動車二税 ・鉦区税 ・その他税（個人府民税、特別地方消費税、地方消費税譲渡割、地方消費税貨物割、産業廃棄物税） ・ゴルフ場利用税 ・証券二税 ・軽油引取税 ・府たばこ税 ・狩猟税	課税系サブシステム ・法人二税（特別二税含む） ・県民税利子割 ・個人事業税 ・不動産取得税 ・自動車二税 ・鉦区税 ・産廃税・地方消費税 ・ゴルフ場利用税 ・証券二税 ・軽油引取税 ・県たばこ税 ・狩猟税 ・（R9.2月～）宿泊税
	収納滞納管理	収納滞納管理
	宛名管理	宛名管理
	共通管理	共通管理
納税者（宛名）数	約 166 万件（※令和 8 年 7 月現在）	約125万件（※令和 7 年 8 月現在）
年間調定件数	約 104 万件（※令和 7 年度末時点）	約70万件（※令和 7 年度末時点）
システム 利用環境	庁内端末 約 400 台 / 利用職員 約 370 名	庁内端末 約250台 / 利用職員 約240名
主要な 外部連携先	地方税ポータルシステム（e L T A X） 国税連携システム 共通納税システム 自動車 O S S 自動車税納付確認システム（J N K S） J - L I S コンビニ等収納情報データ 指定金融機関隔地払実績データ 京都府統合財務システム 京都地方税機構 帳票作成委託業者	地方税ポータルシステム（e L T A X） 国税連携システム 共通納税システム 自動車 O S S 自動車税納付確認システム（J N K S） J - L I S コンビニ等収納情報データ 指定金融機関隔地払実績データ 沖縄県財務会計システム
特殊要因	・京都地方税機構との日次データ送受信 ・住所表記に「通り名」あり	・自動車税について軍車両に係る課税処理あり ・令和 9 年 2 月～宿泊税導入

3 税務システムを共同調達する場合の全体スケジュール（暫定）

両府県が税務システムを共同で調達することとなった場合の共同調達スケジュールは、以下のとおりである。



4 委託業務内容

受託者は、契約締結後に両府県から提供される現行システム関連資料（業務フロー、機能・帳票一覧、設計書、マニュアル、バッチ及びデータ連携資料、セキュリティポリシー、非機能要求資料等）を基に以下の業務を遂行するものとする。

また、本件業務の目的は、税務システム調達における共同調達可否の意思決定に当たっての客観的な判断指標を得ることであり、両府県における現行システムにおける業務構造、共同調達を行った場合の効果及び課題、調達費用の検証等について、マクロ的な観点からの分析・評価を実施するものとする。

(1) 現行システム業務の調査・分析

両府県の現行システムの全体像、外部連携状況、セキュリティ要件等の基本的な構成について比較・分析の上、共通部分・相違（又は独自）部分の洗い出しを行う。また、共同調達の妨げとなるような乖離等の致命的な阻害要因（潜在的リスク分析含む）について検証を行う。

(2) 共同調達における効果・課題の調査・分析

前述(1)の結果に基づき、共同調達を実施した場合における効果及び課題を抽出し、体系的に整理・分析を行う。ただし、「(3) 調達費用の検証（概算コスト比較）」に該当する部分を除くものとする。

ア 共同調達における効果の調査・分析

共同調達を実施した場合の定量的又は定性的効果の洗い出しを行うこと。

イ 共同調達における課題の調査・分析

共同調達に伴い想定される両府県間の仕様・運用実務の相違に起因する課題を客観的に抽出・整理するとともに共同調達に適う対策を提案すること。

(3) 調達費用の検証（概算コスト比較）

共同調達及び単独調達におけるコスト構造、財政負担への影響等を客観的に比較・検証するために、過去の類似案件データ、最新の市場動向、各ベンダーからの情報取得等により、調達時の概算コストを算出すること。

ア 概算調達費用の算出

最新の市場トレンドや他団体事例の動向等を踏まえ、両府県が各々単独で調達した場合と両府県で共同調達した場合の2つのシナリオにおける初期構築経費等の概算コストを比較・算出し、共同調達による調達コスト縮減効果を定量的に可視化すること。

イ 財政支援措置の適用評価

コストの算出に当たっては、総務省のデジタル活用推進事業債の適用可能性や財政負担軽減効果を算出し、両府県における実質的な財政負担軽減効果の差異を可視化すること。

(4) 共同調達の実現可能性評価（総合結論）

上記(1)から(3)までの検証結果を総合的に勘案し、両府県による税務システムの共同調達に係る実現可能性について評価を行うこと。

(5) 協議及び進捗報告

前述(1)～(4)の各段階において、以下の必要に応じて適宜ア及びイを実施するものとする。

ア ヒアリングの実施

資料の正確性を確保し、マクロ分析の精度を高めるため、必要に応じて両府県の関係職員に対するヒアリング（対面又はWEB会議システム）を実施すること。

イ 随時報告及び合意形成

本件業務の履行期間中、業務の進捗状況、中間検証結果及び発生した課題について、随時、両府県へ報告及び協議を行い、緊密な連携のもと合意形成を図ること。

5 作業実施体制

受託者は、本件業務を確実かつ円滑に遂行するため、以下の要件を満たす作業実施体制を整備しなければならない。

(1) 管理責任者

本件業務の全体を統括し、プロジェクト管理の全責任を負う管理責任者を1名配置すること。管理責任者は、作業全体の進捗管理及び課題管理等を実施し、両府県に対して定期的に報告を行うものとする。

管理責任者は、以下のア及びイの要件を満たす者であること。

なお、都道府県税システムの導入支援（コンサルティング）業務の実務経験を1年以上有する者であることが望ましい。

ア 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャー試験の合格者である者又はPMI（米国プロジェクトマネジメント協会）が認定するPMP（Project Management Professional）の資格を有する者。

イ 受託者との間で直接的な雇用関係があること。

(2) 現場責任者

現場責任者は、本件業務のうち実務上の中心リーダーとなるものである。

現場責任者従事者は以下の要件を満たす者であること。

ア 受託者との間で直接的な雇用関係があること。

イ 直近 10 年で都道府県税務システムの導入支援（コンサルティング）業務の実務経験を 1 年以上有する者。

(3) 業務体制の報告

受託者は、業務開始前に両府県へ各々の業務体制を報告すること。また、業務期間中に変更が生じた場合は、速やかに変更の報告を行うこと。

6 成果物と納入期限

受託者は、(1)のア～カに掲げる各種成果物を電子データ（Word、Excel、PowerPoint、PDF 形式等）にて、(2)の各指定期限までに両府県へ提出し、検査を受けなければならない。

また、成果物納品前に両府県とのレビューの機会を設け、十分な説明を行い、内容の承認を得たのちに納品すること。

(1) 成果物一覧

ア プロジェクト実施計画書

イ 現行システム業務調査分析報告書

ウ 共同調達実現可能性評価報告書

（共同調達における効果及び課題調査・分析結果、概算調達費用算出結果、財政支援措置の適用評価、総合結論含む）

エ 概算コスト算出根拠及び財政負担軽減効果に関する算定資料

オ ヒアリング又は協議報告に係る議事録

カ その他、当該委託業務の履行において新規に作成した一切の資料

(2) 指定期限

ア プロジェクト実施計画書（前述(1)のア）

契約締結後、10 営業日以内

イ 各種分析結果報告書（最終成果物）（前述(1)のイ～カ）

令和 8 年 12 月 25 日

7 本件業務契約に関する条件・特記事項

(1) 再委託の制限

ア 受託者は、本件業務の全部を一括して再委託してはならない。

イ 本件業務の一部（データ集計、資料作成補助等の定型的業務）を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託先の名称、業務の範囲、再委託が必要な理由、契約金額等について書面により両府県に提出し、事前に承認を得なければならない。

(2) 機密保持（守秘義務）

ア 受託者は、本件業務の履行にあたって知り得た個人情報、企業情報及び両府県の行政運営に関わる機密情報を、本件業務以外の目的に使用又は流用してはならない。この義務は、委託期間終了後も同様とする。

イ 受託者は、提供を受けた資料やデータ等について、本件業務に従事する者以外の目に触れることのないよう厳格に管理し、本件業務終了後には速やかに消去又は返還すること。

(3) 両府県間における情報の相互利用

両府県は、受託者が本件業務（共同調達の可能性や差異の検証）を円滑かつ効果的に遂行するため、一方の府県から提供された既存資料、情報及び分析の過程で生じたデータを、他方の府県に係る比較・検証のために、受託者が相互に参照・利用することを認める。

ただし、受託者は相手方の情報を本件業務の目的以外に使用又は第三者へ提供してはならない。

(4) 権利の帰属（著作権・知的財産権）

本件業務の実施に伴い受託者が新規に作成した成果物（報告書、データ、図表等の一切の資料）の著作権及び知的財産権は、両府県に共同で帰属（両府県がそれぞれ独立して自由に利用できる権利を保有）するものとする。

また、受託者は、当該成果物について著作者人格権を行使しないものとする。

(5) 入札制限（利益相反の防止）

本件業務の受託者及びそのグループ企業（親会社、子会社、同一の親会社を持つ会社等、緊密な利害関係を有する事業者）は、中立性及び公平性を確保する観点から、将来、両府県が税務システムの構築・運用保守業務等に係る調達を行う場合、当該入札（公募型プロポーザル等含む）に参加することはできない。

(6) 契約形態及び委託料の支払方法

本件業務に係る契約手続きについては、京都府、沖縄県は各々受託者と契約を締結するものとする。

また、委託料の支払方法については、当該各契約内容に基づき京都府、沖縄県がそれぞれ受託者へ支払うものとする。

(7) その他

この仕様書に定めのない事項又は本件業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、遅滞なく両府県と受託者で協議し、その対応を決定するものとする。